

九州大学総合デザイン研究棟 I 細則

令和 3 年度九大細則第 10 号

制 定：令和 3 年 7 月 30 日

最終改正：令和 6 年 3 月 26 日

(令和 5 年度九大細則第 25 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学総合デザイン研究棟 I（以下「建物」という。）における、部局等において管理運用するスペース（以下「部局運用スペース」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部局運用スペース)

第 2 条 部局運用スペースは、別表のとおりとする。

2 部局運用スペースの管理運営に関する業務は、九州大学大橋キャンパス全学レンタルスペース規程（令和 3 年度九大規程第 60 号。以下「規程」という。）第 2 条に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）が掌理するものとする。

3 部局運用スペースの管理運営にあたり必要な事項の調査審議は、規程第 3 条に規定する大橋キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）が行う。

4 部局運用スペースは、地区委員会の議を経て、新たに追加し、又は廃止することができる。

(部局運用スペースの使用資格)

第 3 条 部局運用スペースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建物の目的に沿った教育研究活動を行う者
- (2) 大橋地区の部局等から推薦され、地区委員会で承認された者
- (3) その他管理責任者が必要と認めた者

(部局運用スペースの使用の許可等)

第 4 条 部局運用スペースを使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により使用を許可された部局運用スペースの利用者は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(部局運用スペースの使用期間)

第 5 条 部局運用スペースの使用期間は、利用者からの申請に基づき、地区委員会がこれを定める。

2 部局運用スペースの利用者は、前項の規定により使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(禁止する実験等)

第6条 部局運用スペースの利用者は、建物において、規程第7条第1項に掲げる実験等を実施することができない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、同項第4号に掲げる実験等を除き、この限りでない。

(適正使用)

第7条 部局運用スペースの利用者は、建物の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、部局運用スペースの利用者が、この細則等及び許可条件に違反したとき、又は建物の管理上支障があると認めるときは、当該部局運用スペースの許可を取り消し、又は中止させるとともに、建物から退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第8条 建物の利用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料は、電気料、上下水道料、ガス料及び電話料の費用とし、受益者負担とする。

3 第1項の光熱水料の負担額については、地区委員会の議を経て、管理責任者が定める。

(徴収方法)

第9条 建物において使用した光熱水料及び使用料は、月ごとに利用者が所属する部局の予算から建物を管理する部局の予算に移し替えるものとする。

2 一度納付された使用料は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。

(設備の管理)

第10条 共通機器、大型機器等の管理については、管理責任者が地区委員会の議を経て定める方法により管理するものとする。

(使用の終了等)

第11条 部局運用スペースの利用者は、使用が終了したとき、又は第7条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、建物から退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第12条 部局運用スペースの利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第13条 部局運用スペースの管理運営に関する事務は、芸術工学部事務部において処理する。

(雑測)

第14条 この細則に定めるもののほか、建物の使用等に関し必要な事項は、地区委員会の

議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第25号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部局運用スペース
地階
多次元キャプチャ室
器材室
1階
モニター制御室
調光基盤室
2階
マルチデジタルデザイン室201
マルチデジタルデザイン室202
検討評価室
3階
研究室302